

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和元年9月24日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K02933

研究課題名(和文) 中世後期ドイツにおける都市と教区教会の共生的関係 - 世俗の教会後見人の活動を例に

 研究課題名(英文) Symbiotic Relationship between City and Church in Late Medieval Germany:
Churchwardens' Activities in the Imperial City of Nuremberg

研究代表者

原田 晶子 (Harada, Akiko)

東京大学・大学院総合文化研究科・学術研究員

研究者番号：70608653

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：近年、聖と俗の交差する場所として教区教会が注目されている。本研究では、中世後期ヨーロッパの諸都市で実質的に教会を管理していた俗人である教区教会後見人の活動から、都市と教会の共生的関係を考察した。

B.メラーは『帝国都市と宗教改革』において、中世末期の都市では、市参事会が市民の宗教生活にも責任を負っていたとして、その性格を「聖なる共同体」という概念で言い表した。では実際、市参事会はどのように市民の宗教生活に対する責任を果たしていたのであろうか。本研究では、市参事会によって任命された教区教会後見人の活動を、教会証書と帳簿から分析し明らかにし、その結果から中世後期ドイツの都市と教会の関係を再検討した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、西洋中世において広く普及した機関であったにも関わらず、「末端機関」としてほとんど顧みられることのなかった教区教会を研究対象としている点、また従来のドイツ中世都市史研究では主眼が保護権(Patronatsrecht)や裁判権、聖職録に偏っており、特に司教として都市領主として立ち現れる教会と都市共同体の対立的な関係が考察対象となっていたが、「共生」の観点から考察した点が独創的な研究であったと考える。教会建設財団の長である教会後見人という世俗の立場から行う社会史的分析によって西洋中世都市における教区教会のありかたの新たな側面を明らかにし、ドイツ中世都市と教会の関係を再考した。

研究成果の概要(英文)：In recent years, the Parish Church is being increasingly studied as a place where the sacred and the secular interact. This study examined the symbiotic relationship between City and Church in Late Medieval Germany though the activities of the secular churchwarden who essentially administered to the entire Parish Church.

In his work Imperial Cities and the Reformation, Bernd Meoller characterized the late medieval urban community as a "sacred society" in the sense that the Civic Council took responsibility for the religious life of the burgers. How did the Civic Council actually take responsibility? This study clearly indicates the activities of the churchwardens who were appointed through the Civic Council based on the investigation into church documents and account books by the sub-churchwardens. The result analysis allows for a reconsideration of the relationship between the City and the Church in late medieval Germany.

研究分野：ヨーロッパ史・アメリカ史

キーワード：教会建設財団 教会後見人 ドイツ中世史 中世 都市 教会 ニュルンベルク

1. 研究開始当初の背景

近年、ドイツ中近世史において教区研究が活況を呈している。2008年にはドイツ、ポーランド、チェコ、ハンガリーの教区を比較した論文集 N. Kruppa (Hg.), *Pfarreien im Mittelalter. Deutschland, Polen, Tschechien und Ungarn im Vergleich* が、2013年10月には中世後期のドイツに研究対象を限定した論文集 E. Buenz / G. Fouquet (Hg.), *Die Pfarrei im spaeten Mittelalter* が刊行され、聖と俗が交差する部分としての教区教会に光が当てられてる。また日本においても2014年度より大貫俊夫氏(岡山大学)の研究「修道院と教区共同体の相互影響関係と社会形成に関する比較研究」が科研費(若手研究B)に採択され、教区研究が本格的に始められた。申請者は2011-12年度の科研費研究課題(研究活動スタート支援)において、南ドイツの帝国都市ニュルンベルクを対象に、教区教会の長である聖職者の教区主任司祭(Pfarrer)に着目し教会と都市の「共生」的關係を再考してきたが、次なる研究課題として市参事会に任命された世俗の教会財産を管理した人物、すなわち教会後見人(Kirchenpfleger)の活動に焦点を当て、教区主任司祭の事例と比較しながら、さらに都市と教会の関係を「共生」の視点からの考察を深化させようと考えた。

中世後期になるとヨーロッパのほとんどの都市では教区教会の全財産、さらには下級聖職者の人事も含め教区教会全体が市参事会の任命した世俗の教会後見人(Kirchenfabrik = 羅: *fabrica ecclesiae*/独: *Kirchenfabrik*/教会建設財団の長)により管理されていたことが認められる。ドイツの諸都市では一般に教区主任司祭には都市門閥出身者が選出される傾向が指摘されているが、申請者が長年、主研究対象としている帝国都市ニュルンベルクの場合、都市第二位の教会、教区教会聖ローレンツでは早くからその傾向が現れるものの、都市門閥のほとんどが居住し政治的中心地に建つ都市第一位の教会、教区教会聖ゼーバルトにおいては、出自よりむしろ皇帝顧問官や教皇庁書記長を経験した皇帝や教皇と関係の深い聖職者が選ばれていたことを明らかにしている。そしてこの調査の際に比較参照のため、ニュルンベルクの両教区教会の教会後見人とその補佐役である副教会後見人(Kirchenmeister)の出自の調査も行った。先行研究ではその教区の有力者が名誉職的な意味合いで教会後見人に就く事例が多く報告されているが、ニュルンベルクにおいては都市第一位の教会である聖ゼーバルトの場合、15世紀に入るとほとんど実質的な市長であるローズンガー(Losunger)が教会後見人を兼任しており、他都市とは異なる様相を示している - この点についてはニュルンベルクに関する先行研究でもまだ指摘されていない。そして副教会後見人は都市門閥がそれに準ずる名望家

家系から輩出されていた。他方、第二位の教会である聖ローレンツの場合も、聖ゼーバルトに比べ家系ランクは多少見劣りするものの、やはり教会後見人は都市門閥出身者、副教会後見人は都市門閥あるいは名望家家系の出身者が占めていた。このように都市の支配層が教会後見人の役職を占めていたニュルンベルクを対象に、世俗の教区教会後見人の活動の分析することは大いに価値があると考えた。

2. 研究の目的

近年のドイツ中世都市史においては、B. Moeller が『帝国都市と宗教改革』(邦訳1990年)の中で提唱した、中世後期の都市では市参事会が市民の宗教世活にも責任を負っていたという意味での「sakrale Gemeinschaft (聖なる共同体)」という宗教改革前夜の中世都市に対する概念の有効性が評価されつつある。本研究は、帝国都市ニュルンベルクにおいて、果たして市参事会は市民の宗教生活に対し責任を負っていたのか、また責任を負っていたのなら、どのようにその使命を果たしたのか、市参事会が任命した役職である教区教会後見人の活動から明らかにすることを目的とした。

ドイツ中世史において、全ドイツ語圏を対象とした教会建設財団と教会後見人に関するまとまった研究は、長らく教会建設財団の成立解明に主眼を置いた S. Schroecker, *Die Kirchenpflegschaft. Die Verwaltung des Kirchenvermoegens durch Laien seit dem ausgehenden Mittelalter*, Paderborn 1934 が基本文献であった。シュトラースブルク司教座聖堂建設時における聖職者の教会後見人から市民である世俗の教会後見人へのイニシアティブの変遷を建築史上の画期と関連づけて論じた P. Wiek, „Das Strassburger Münster. Untersucheng über die Mitwirkung des Stadtbürgertums am Bau bischoeflicher Kathedralkirchen im Spaetmittelalter“, in: *Zeitschrift fuer die Geschichte des Oberrheins* 107 (1959), S. 40 - 113 のような特筆すべき研究もあったが、その他はモノグラフィーの一部で扱われているに過ぎなかった。(例えばアウクスブルクの教会と都市の関係を包括的に論じた R. Kießling, *Buergerliche Gesellschaft und Kirche in Augsburg im Spaetmittelalter. Ein Beitrag zur Strukturanalyse der oberdeutschen Reichsstadt, Augsburg* 1971 や Goslar の教区制度を論じた S. Graf, *Das Niederkirchenwesen der Reichsstadt Goslar im Mittelalter*, Hannover 1998) ようやく2005年になって A. Reitemeier, *Pfarrkirchen in der Stadt des spaeten Mittelalters. Politik, Wirtschaft und Verwaltung (Wiesbaden)* が現われる。著書のタイトルこそ「教区教会」となっているが、元々は „*fabrica ecclesiae*. *Wirtschaft und*

Verwaltung staetdischer Pfarrkirchen im Mittelalter“とのタイトルが付けられた教授資格請求論文であり、Schroecker 以来初の教会建設財団に関して行われた包括的な研究であった。Reitemeier は主に教会建設財団の帳簿を用いて、教会堂の建設や維持のための活動から、その教会が所有していた司祭館、神学校、礼拝堂、納骨堂、墓地やその他の不動産に関して、さらには教会内の装飾品や調度品、礼拝で使われる祭器、さらには教会の鐘や塔の時計までに及んだ管理活動内容、死者追悼ミサや貧民喜捨の手配の様子など教会建設財団の活動の詳細を明らかにしたが、唯一、教会後見人の持つ人的結合が不明瞭のままであり、市民に対してどのように責任を果たしていたか明らかにされているとは言い難い。そこで本研究では、まず Reitemeier の研究成果との比較を行うために、教会建設財団の帳簿の分析を行い、さらには教会関係証書から教会後見人の活動の詳細と証書に現われる人脈からの分析を行うことで、Reitemeier の研究に欠けていた教会建設財団あるいは教会後見人の周囲との人的結合という部分を明らかにしていくことを目的とした。

本研究は、で挙げた論文集の編者でもあり論文も寄稿している E. Buenz も指摘しているように、西洋中世において広く普及した機関であったにも関わらず、従来の教会史では「末端機関」としてほとんど顧みられることのなかった教区教会を研究対象としている点、またドイツ中世都市史においては都市と教会の関係をテーマとする研究は枚挙に暇がないものの、主眼は保護権 (Patronatsrecht) や裁判権、聖職録に偏っており、特に司教として都市領主として立ち現れる教会と都市共同体の対立的な関係が考察対象となっており、「共生」の観点考察する点が独創的である。教会建設財団の長である教会後見人という世俗の立場から行う社会史的分析によって西洋中世都市における教区教会のありかたを明らかにしようとする試みは、管見の限りではほぼ存在しない。教会関係証書を史料として利用することにより、教区教会後見人の持つ人的結合を明らかにすることは、ドイツ中世都市と教会の関係を考察した研究において、今までにない成果をもたらすことが期待できると考えた。

3. 研究の方法

州立ニュルンベルク文書館は史料のデジタル化を進めておらず、また詳細な目録もインターネット上での公開は行っていないため、現地での長期滞在は必須であった。

平成 27 年度はゴールデンウィーク期間を利用し、ニュルンベルク市内にある 3 つの文書館、バイエルン州立ニュルンベルク文書館 Staatsarchiv Nuernberg、市立ニュルンベルク文書館 Stadtarchiv Nürnberg、さらにルター派ラント教会バイエルン文書館

Landeskirchliches Archiv der Evang.-Luth. Kirche in Bayern に保管されている未刊行史料の調査を行い、史料状況を確認した。バイエルン州立文書館では、年利が教会への寄進に当てられていた都市債権「永遠の金」の帳簿である Losungamt, Baende, Schuld- und Ewiggeldbuecher, Rep. Nr. 69 (1091 fol.) と Rep. Nr. 70 (353 fol.) を確認し、複写を日本に持ち帰ったが、平成 28 年度に分析をおこなった結果、期待していたような成果は得られなかった。

平成 28 年度には、また 5 月に第 9 回日韓西洋史研究集会 (於大韓民国・ソウル大学) 11 月にヴィリバルト・ピルクハイマー学会 (於ドイツ・ニュルンベルク・トゥーハー城博物館) に参加し、特に後者では Enno Buenz をはじめとした本研究課題と関係の深い研究を行っているドイツ人研究者との直接会って情報交換を行い、交流を深めることができた。平成 29 年 2 月末から 3 月初頭にかけて約 1 週間、ローマに滞在し、ヴァチカン機密文書館にて、未刊行史料からニュルンベルクの都市が背—バルト教会に関してローマ教皇に宛てた請願書の写し (要約) を確認した。8 月には約 3 週間ニュルンベルクに滞在し、主にバイエルン州立ニュルンベルク文書館にて史料調査を行い、結果的に史料としては、主に同文書館に保存されている未刊行の教会関連証書を集めた Kirchenurkunden シリーズ Rep. Nr. 8 の約 300 証書の中、教会後見人に関する記述のある約 100 通を調査・分析することとなった。

4. 研究成果

初年度にドイツより複写して持ち帰った史料の分析結果が芳しくなかったことも影響し、本研究課題の採択期間中に世に出した研究成果には、直接教会後見人に言及するのは発表できなかったが、本研究を進めていく過程で得られた知見から、本研究のテーマでもあるドイツ中世都市と教会の関係に関して、いくつかの成果を挙げることができた。平成 28 年 3 月に刊行された神崎忠昭編『断絶と新生 - 中近世ヨーロッパとイスラームの信仰・思想・統治』慶應義塾大学出版会の「III. 統治について」に掲載された「宗教改革導入にともなう死者追悼儀礼廃止に対する請願 - カトリック共同体からプロテスタント共同体への移行の狭間で」(185-205 頁) では、これまでほとんど議論の俎上に乗せられることのなかった、プロテスタントに移行した都市において移行時に生じた様々な問題に対する一般市民や下級聖職者の請願から、市参事会の対応を考察した。本稿で明らかとなったのは、死者追悼儀礼の背後にある寄進された資産の問題は、同時代の人々にとって請願に値する重要な事柄であったことであり、中世後期の都市における寄進財産を管理する組織であった教会建設財団の重要

性を、改めて確認することができた。

一般読者向けの図書として、平成 28 年 10 月に初版が刊行された森井裕一編『ドイツの歴史を知るための 50 章』明石書店の第 15 章「中世の都市」を担当したが、今までの概説書とは異なり、中世都市の（物理的にも精神的にも）中心に位置した教会の関係に焦点を当てた説明に重点を置いた。また平成 27 年度の多摩美術大学生涯学習公開講座連続講座でも第 5 回「中世都市の誕生」を担当したが、こちらも同様に都市と教会の関係に焦点を当て、講義を行った。

教会後見人に関しては、最終年度の夏に調査し日本に複写を持ち帰った史料の分析結果をまとめたものを、慶應義塾大学の『言語文化研究所紀要』に投稿し掲載された。以下、論文「中世後期ドイツ都市における教会建設財団 (fabrica ecclesiae) と世俗の教会後見人の活動からの一考察」においての本論の主な内容を記す。

ニュルンベルクの教会後見人の活動が活発になるのは、1346 年にゼーバルト教会の教会後見人に就任したハインリヒ・フォルヒテルの時代からである。彼は 1340 年にニュルンベルクの実質的市長である財務官 (Losunger) 2 名の内の一人に選出されているが、財務官とゼーバルト教会の教会後見人の兼任は、度々観察される事例であった。史料上最初に確認できるフリードリヒ・ホルツシューアー以降、宗教改革が導入される 1524/25 年にまでに 15 名がゼーバルト教会の教会後見人に就任しているが、市参事会員として確認できなかったのはヘルマン・エープナーとハンス・グローラントのみで、残り 13 名は全員が市参事会議員であったことが確認できた。またその内 7 名が財務官、フリードリヒ・ホルツシューアーを含む 3 名がニュルンベルクで第三位の地位にある最高軍事司令官 (Oberster Hauptmann) であった。

ゼーバルト教会では、1361 年から 1379 年にかけて東内陣の増築工事が行われたが、それに先駆けた用地の確保や資金調達のため、教会後見人の活動が活発になったと考えられる。以前から改築の意向はあったが、1355 年にニュルンベルクの都市門閥家系の出身であるアルプレヒト・クラウターがゼーバルト教会の主任司祭に叙任されてから、そのプランは現実のものとして動き出した。1357 年にザイツ・マウラー が、フォルヒテルと並んでもう一人の教会後見人として就任して以降、さらに改築計画は確実なものとなる。1365 年まで、この二人の教会後見人は一緒に仕事をしている。彼らの活動で目立つものをここにいくつか挙げる。

増築の準備である用地確保の例としては、1357 年にゼーバルト教会墓地にあったローテンブルク市民所有の家を購入した事例や、1360 年にやはりゼーバルト教会墓地にあった市内のエギーディエン修道院所有の家をゼーバルト教会の所有する他の地所と交換

した事例が挙げられる。不動産譲渡の場合、ほとんどが交換という形で行われていた。あらゆる証書に市参事会の同意の有無が明記されていたわけではないが、文書による確認の受理はすべて「教区教会のために教会後見人を通じて」行われていた。

増築資金は、贖宥状の交付により調達を図る場合が多かった。ザイツ・マウラーの先任者であるザイツ・シュールシュタープの時代から、贖宥状を得る努力は行われており、事実、シュールシュタープは 1350 年、1352 年、1355 年と贖宥状を発行させることに成功している。またハインリヒ・フォルヒテルは、個人的にバンベルクと深い関係を持っていた。フォルヒテル家は、長らくバンベルク司教の宮廷と経済的なつながりがあり、またバンベルク市民との血縁関係も深かった。例えば、ハインリヒ自身の母がバンベルクの都市門閥ツォルナー家の出身である。おそらくこのような太いパイプを活かしたのであろう、ハインリヒは 1358 年 2 月 23 日にバンベルク司教ロイポルトから「ゼーバルト教会の建設計画で、援助したすべてのキリスト教徒に」与える贖宥状を引き出すことに成功し、また 1358 年 9 月 21 日には、建設資金が足りないことを理由に、以後 4 年間、教会建設財団に対する税を免除すると約束を取り付けた。そしてまた司教は主任司祭や助任司祭たちも資金を教会後見人に提供するように指示を出している。さらに司教ロイポルトは、ゼーバルト教会の東内陣の建設が始まった直後の 1362 年にも贖宥状を出しており、ニュルンベルクの教区教会聖ゼーバルトの新しい建物のために自らの施しを行った者に、大罪に対する 40 日の贖宥と小罪に対する 1 年間の贖宥を与えた。そしてこの時の贖宥で集まった資金も、建設の費用に当てられている。

次に、ゼーバルト教会の教会後見人の名前が記載されている教会関連文書を確認したところ、41 通ある内、40 通は副教会後見人の名前と並んで書かれていた。他方、副教会後見人に関しては、47 通の証書に単独で名前が登場する。これらの調査結果から、教会後見人が単独で同教区教会のために働いていたとは考えにくく、実務は副教会後見人が担当していたと考えるのが妥当であろう。

聖ゼーバルトの教会後見人と副教会後見人の名前の記述がある証書の内容を分類していると、最も多かったのは資産の売買に関する証書であった。25 通が確認でき、その内 18 通は購入に関する証書、7 通が売却に関する証書であった。

まず購入に関しては、15 世紀の 13 通の内、1 通を除いてすべての証書に教会後見人と副教会後見人の名前が挙がっていた。しかし 16 世紀になると副教会後見人の名前しか記載されていない。これら 16 世紀に入ってから証書の特徴は、寄進者が都市債権「永遠の金」を購入し、その年利を教会へ寄進してい

るところにある。市民の都市債権の購入に、場合によっては副教会後見人がかかわっていたことが明らかとなった。史料の分析から、不動産購入の際には、必ずしも教会建設財団が支払いを行っていたとは限らない事例が明らかとなった。例えば、1436年4月21日の証書では、ヴィーゼンタウのウルリヒとハンス兄弟が、ゼーバルト教会の教会後見人である「エアハルト・シュールシュタープとハンス・リーター」に牧草地を売却しているが、この土地を教会後見人たちは毎年行われることが定められた「故エアハルト・クーゲラーの命日ミサのために購入」している。証書には明記されていないが、この土地の購入資金はクーゲラーの親族が提供したと推測される。そして教会後見人とその後任者たちには、この土地からの地代でもってクーゲラーの命日ミサの手配をする義務があることも証書に明記されている。また1454年2月14日の証書でも、ニュルンベルク市民であるエアハルト・ホフマンと妻ウルズラがゼーバルト教会の後見人パウル・グルントヘルと副教会後見人ハンス・ヒュープナーにニュルンベルク近郊にある屋敷地 (Hof) の半分を売却することが確認されているが、その費用はクンツ・イムホーフとハンス・イムホーフ兄弟が、クンツと彼らの父とクンツの4人の死別した妻たちのための命日ミサのために支払うと書かれている。両証書から明らかとなるのは、教会後見人たちはただ単に寄進された土地を管理するだけでなく、今後永久に命日ミサが行われることを希求する市民たちのために土地購入の際の名義人となり、その土地の地代をもつて、自分たちの代だけでなく後継者たちにも命日ミサの差配が引き継がれるよう、手配を整えている。

他方、売却に関する証書7つの内、教会後見人の名前が登場したのは1通に過ぎない。このことから資産、特に不動産の購入に関しては教会後見人がかかわる案件であるが、売却に関しては副教会後見人が単独で行える案件であったことが確認できる。なぜ売却に関しては教会後見人の名前が必要なかったのだろうか。1480年代に集中してみられる事例であるが、地代の徴収が滞った土地をいったん都市の租税徴収人ウンターコイフェル (Unterkauefel) に売却し、その後しばらくして、同じ租税徴収人から同じ土地を購入し直すという行為が確認できた。資産売却行為は、必ずしも資産を手放すことを意味してはおらず、資産のロンダリング行為であったと考えられる。

教会後見人の活動は、教会建築財団の財産管理だけに限られていたわけではない。市民の遺言の執行人に任命されることが多かった。例えばザイツ・マウラーは1365年、教会後見人の経験のあるベルトルト・トゥーハーの遺言執行人となり、1364年にはウルリヒ・オスターマンの遺言の立会人となっている。その他にも、ハインリヒ・フォルヒテ

ルと共に数多くの遺言執行を行った。これは1350年代から、市参事会が遺言により生じた市民の寄進に関する証明を教会後見人に任せていたため、寄進の実行を導き監督する義務が彼らに生じたからである。

本研究の結論として、俗人の教会後見により教会資産の管理は、教会の世俗化や公営化だけでは済まされない問題を含んでいる点を挙げる。ゼーバルト教会の東内陣改築工事の場合を考えると、市の財務官も兼任していたフォルヒテル個人の政治的指導力に依存することにより、はじめて工事の着工・推進が可能であったといえよう。市参事会が教区教会の財政に積極的に介入したというより、むしろここでは教区教会の財政が、有力政治家である市民個人の集金力に依存していた体質が浮かび上がった。ゼーバルト教会では、15世紀に入るとニュルンベルクでは実質的に市長に当たる財務官が教会後見人 (俗人) を兼任していたが、その背景として考えられるのは、当時の聖ゼーバルトの教区主任司祭 (聖職者) は、法学の知識があり、皇帝やローマ教皇ともコネクションを持っており、都市の法律顧問や外交使節として都市に寄与できるような人物が就任していたことから、ニュルンベルクで彼らと対等に対峙することが可能な市長クラス的人物がこの職に就いていたと推測される。しかし逆に都市の有力な政治家が教会後見人に就任したことにより、彼らの持つコネクションが、教会の資金調達に活かされるようになったのではないだろうか。

教会後見人たちは、教会財産の保全や、寄進された地代や利息によって定められた通りに命日ミサの手配を行うだけでなく、寄進者に代わって副教会後見人の名で命日ミサにかかる費用に充てる地代が得られる地所の購入や都市債権の利息の購入を行うこともあり - 寄進者自身にその能力あるいは知識がなかったのだろうか? -、市民の死後の魂救済に対し、積極的な支援の手を差し伸べていた姿も明らかとなった。従って、市参事会は教会後見職を通じて、市民の魂の安寧への責務を果たしていたと言うことは可能だ。

本研究では、市長クラスの有力者が教会後見人を兼ねていたニュルンベルクという特殊な事情の都市を対象に論証を進めてきた。その結果、有力者の政治力への依存という側面に光を当てることに成功したが、この現象を即座に他都市にも当てはめることは難しい。しかし、他都市でも教区内の有力者が教会後見人としており、多かれ少なかれ、彼らのもつ政治力やコネクションに依存する局面は観察可能なのではないかと考える。これを他日の課題としたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

大貫俊夫、西洋史研究(44) 盛期中世におけるシトー会修道院の小教区 = 農村共同体形成への関与に関する研究、2015、1-23

原田晶子、歴史学研究(672) 西洋中世都市の市壁と都市のアイデンティティ、2018、26-36

原田晶子、言語文化研究所紀要(50) 2019、171-187

(研究動向)

原田晶子、UP(539) 広がる宗教改革1: 中世後期への拡大 - 中世と連続する大改革 -、2017、12-18

〔学会発表〕(計3件)

原田晶子、ドイツ史研究会、中世後期と宗教改革 - 「断絶説」と「連続説」の融合、2016年12月、於北海道大学

大貫俊夫、西洋中世学会第9回大会、シトー会修道院と小教区共同体の相互コミュニケーション - 中世盛期のラインラントとフランケン - の事例から -、2017年6月、於首都大学東京

大貫俊夫、International Medieval Congress 2017、A Study of the Mutual Effect Relationship between the Cistercian Monastery of Heilsbronn and Parish Communities、2017年3月、於リース大学(イギリス)

〔図書〕(計4件)

神崎忠昭(編)原田晶子 他、慶應義塾大学出版会、断絶と新生 - 中近世ヨーロッパとイスラームの信仰・思想・統治、2016、271

森井裕一(編)原田晶子 他、明石書店、ドイツの歴史を知るための50章、2016、376

歴史学研究会(編)鈴木茂 原田晶子 他、東京大学出版会、歴史を社会に活かす - 楽しむ・学ぶ・伝える・いかす、2017、320

原田晶子、淑徳大学、世界史概論、2018、94

〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)

○取得状況(計0件)

〔その他〕

(書評・新刊紹介)

原田晶子、西洋中世研究(7)、Eberhard Isenmann, Die deutsche Stadt im Mittelalter 1150-1550: Stadtgestalt, Recht, Verfassung, Stadtrecht, Kirche, Gesellschaft, Wirtschaft、2015、180

原田晶子、西洋中世研究(9) Enno Buentz / Gerhard Fougner (eds), Die Pfarrei im späten Mittelalter、2017、171-172

(連載企画記事)

原田晶子、歴史学研究月報(695) 歴史と場第21回: ニュルンベルク - 中世史と現代史を結ぶ帝権表章 Reichskleinodien -、2018、10-11

(公開講座・セミナー講演)

原田晶子、多摩美術大学生涯学習公開講座連続講座「世紀を歩く - 12世紀」第5回「中世都市の誕生」講師、2015年6月、於中町ふれあいホール

6. 研究組織

(1)研究代表者

原田晶子 (Harada, Akiko)

東京大学・大学院総合文化研究科・学術研究員

研究者番号: 70608653

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし

(4)研究協力者

大貫俊夫 (Ohnuki, Toshio)

岡山大学・大学院社会文化科学研究科・准教授(当時)